

厳しくなります！

東原 亜希

平成17年
11月1日
から

労災保険未加入のペナルティ! 労災保険給付の全額徴収

労災保険未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されます。
これにより、事業主が労災保険の加入手続を怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、遡って労働保険料を徴収する他に、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主から徴収することになります。